

中小企業奨学金返済支援制度補助金 変更承認申請 必要書類一覧

事業所名

	チェック	必 要 書 類	確 認 事 項 等
1	<input type="checkbox"/>	中小企業奨学金返済支援制度 補助金決定内容変更承認申請書（様式第4号） ・別紙「事業計画書」	・「変更承認申請書」に変更の理由、「事業計画書」に変更内容を記載。
2	<input type="checkbox"/> ※	【新たに雇い入れた対象従業員分】 「雇用契約書（雇入通知書）」の写し	・追加対象従業員が正社員であることの確認。
3	<input type="checkbox"/>	【新たに雇い入れた対象従業員分】 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し	・追加対象従業員の就職年数の確認。
4	<input type="checkbox"/>	【新たに雇い入れた対象従業員分】 官公署が発行した対象従業員の生年月日及び住所が確認出来る書類 （「住民票」の写し、「運転免許証」等の写しなど）	・追加対象従業員の年齢要件（40歳未満）、住所地の確認。
5	<input type="checkbox"/>	【新たに雇い入れた対象従業員分】 奨学金の年間返済額、奨学生番号が確認できる書類 （「奨学金返還の口座振替加入通知」等の写し）	・対象従業員が日本学生支援機構の奨学金を受給し、現在返済中であること、また補助額を決定するための確認。 ・転職者の場合、支援期間の確認。
6	<input type="checkbox"/> ※	【新たに雇い入れた対象従業員が所属する】 「従業員名簿」、「組織図」などの写し	・変更申請時点で、追加対象従業員が県内の事業所に勤務していることの確認。
7	<input type="checkbox"/> ※	【支給する手当等を増額する場合】 事業所における奨学金返済支援手当等の支給根拠となる「就業規則」、「賃金規程」などの写し	・手当等増額について、規程等に基づき運用されているか確認。
8	<input type="checkbox"/>	【年度途中で認定等を受けて対象者が増加する場合】 認定証等の写し（詳細は次のとおり） （補助期間6～10年） （1） ・ひょうご産業 SDGs 推進宣言事業登録証 ・ひょうご産業 SDGs 認証事業スタンダード	・申請時点で各種認証が3か月以上の有効期間を有すること。 ・補助対象期間の確認。

	<p>ステージ認証書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご産業 SDGs 認証事業アドバンスト ステージ認証書 ・ひょうご産業 SDGs 認証事業ゴールドステ ージ認証書 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレッシュミモザ企業であることが分かる 資料 ・ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモ ザ企業）認定証 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言登 録証 ・ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定登 録証 ・ひょうご仕事と生活のバランス表彰状 <p>(1)～(3)のうち2種類。 ただし、(1)～(3)の各項目内で重複した 資料の提出は不可。</p> <p>(補助期間 11～17 年)</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご産業 SDGs 認証事業スタンダード ステージ認証書 ・ひょうご産業 SDGs 認証事業アドバンスト ステージ認証書 ・ひょうご産業 SDGs 認証事業ゴールドステ ージ認証書 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモ ザ企業）認定証 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定登 録証 ・ひょうご仕事と生活のバランス表彰状 <p>(1)～(3)のうち2種類。 ただし、(1)(3)の各項目内で重複した資料 の提出は不可。</p>	
--	---	--

※ 原本証明が必要